

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一 (第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇七の三 (略)</p> <p>七の四 <u>ニ―エチル―三・七―ジメチル―六―</u>〔四―(トリフルオ ロメトキシ) フェノキシ〕―四―キノリル〓メチル〓カルボナー ト及びこれを含有する製剤</p> <p>七の五 (略)</p> <p>八〇十一の七 (略)</p>	<p>別表第一 (第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇七の二 (略)</p> <p>七の三 <u>〇―エチル〓S・S―ジプロピル〓ホスホロジチオア―</u> (別名エトプロホス) 5%以下を含有する製剤。ただし、〇―エ チル〓S・S―ジプロピル〓ホスホロジチオア―ト3%以下を 有する徐放性製剤を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>七の四 <u>ニ―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート</u> (別名エチオフェンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、 ニ―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート2%以 下を含有するものを除く。</p> <p>八〇十一の六 (略)</p> <p>十一の七 (RS)―〔〇――(四―クロロフェニル)ピラゾ― ル―四―イル〓〇―エチル〓S―プロピル〓ホスホロチオア―ト</p>

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミ

ド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 (略)

十二〜六十七 (略)

「 (別名ピラクロホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、(R
S) —「O—」— (四—クロロフェニル) ピラゾール—四—イル
|| O—エチル || S—プロピル || ホスホロチオア—ト」六%以下を
含有するものを除く。

十一の八 削除

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次
に掲げるものを除く。

(1) (145) (略)

十二〜六十七 (略)